

今月の相談事例（平成30年6月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428 - 0006 静岡県島田市牛尾 1158 - 3

三浦労務経営事務所

特定社会保険労務士 三浦 茂

TEL 0547 - 45 - 5811 / FAX 0547 - 45 - 5821

URL <http://www.masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

6月から「日本型司法取引」が始まったと聞きました。どんなことなのかピンときません。どんなものなのか？労働法も対象になるのか？あるいは、企業として何か心得ておくことや準備しておくことなどはありますでしょうか？

【アドバイス】

「司法取引」制度は2016（平成28）年に法改正し、2018（平成30）年6月1日施行され、調査・公判協力型の協議・合意制度として新たに導入された制度です。

制度内容は特定の財政経済犯罪（所得税法違反、独占禁止法違反、出資法違反、破産法違反等）及び薬物銃器犯罪（覚せい剤の保持使用、違法銃器の所持）（法350条の2号2項各号の「特定犯罪」）について、検察官と被告人が弁護人の同意がある場合に被疑者・被告人が、共犯者等他人の刑事事件を解明する供述をし、証拠提供を提出するなど協力行為を行い検察官がその協力行為の見返りに、被疑者・被告人に有利に考慮し、不起訴にしたり軽い罪で起訴したり軽い求刑をするなどの内容に「合意」することができるとし、このような両当事者間での協議・合意を通じて他人の犯罪行為の訴追・処罰に必要な供述証拠等を獲得しようとするものです（法350条の2以下）。

日本の「司法取引」制度がアメリカの「司法取引」制度と異なっている点

- ①特定の犯罪に限定していること
- ②他人の刑事事件と関連性があること
- ③協議・合意の過程に弁護士の立ち合いが義務化されていること

「他人の刑事事件」における「他人」は、合意の主体である被疑者・被告人の共犯者や対向犯関係（犯罪の成立に、二人以上の行為者の相互に対向する行為の存在が必要とされる犯罪）にあるものが典型ですが、法人も「他人」となり得ます。このような「取引」を基本とすることから、被疑者・被告人が虚偽供述をして第三者を巻き込む事態が生じないようにするため、制度的手当も講じられています。

企業犯罪や組織犯罪においては、首謀者や背後者の関与状況等を含め、事案の解明を図るために末端の実行者など組織内部の者から供述を得ることが必要不可欠な場合があり、司法取引はこれを可能にできます。

労働法は日本型司法取引の対象となりません。しかし懲戒規程が該当する事件（財政経済犯罪の不法行為や刑法の犯罪）を扱うこととなるので、企業はそのような事件を許さない、発生をさせない、事件を察知したら速やかに内部調査をし、事実が確認されたときの刑事告発を忠告なしに行う旨を表明しておくこと。これが心得であり準備になります。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）